

道路工事費受益者負擔規程の運用

愛媛縣松山市
土木課長

奥平清貞

道路法第三十九條に根據せる道路工事費受益者負擔規定

謂フ

適用の實行難易が地方的問題となれることに鑑み不肖近來

但シ其ノ奥行ニシテ十五間ヲ越ユルモノハ之ヲ十五間ニ

故郷松山市の土木行政に參與し屢本問題に直面しつつある

止ム

關係上本規定を運用の内一、二、違例につき述べんす。

第三條 本規定ニ於テ土地權利者ト稱スルハ市長ノ告示シ

松山市道路工事費受益者負擔規程

タル工事着手ノ日ノ現在ニ於ケル左ニ掲クルモノヲ謂フ

大正十五年一月十日制定

一 質權ノ目的タル土地ニ付テハ質權者竝ニ土地所有

第一條 市道ノ新設又ハ擴築ノ場合ニ於テハ道路法第三十

權者

九條ニヨリ沿道土地ノ權利者ヲシテ其ノ工事費ノ一部ヲ

二 永小作權ノ目的タル土地ニ付テハ永小作權者

負擔セシム

三 工事着手ノ日ヨリ起算シ存續期間十年以上ノ地上

第二條 本規定ニ於テ沿道ノ土地ト稱スルハ道路ノ兩側ニ

權賃借權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權者、賃借權

於テ道路ノ境界線ヨリ幅員ノ五倍ニ達スル奥行ノ地域ヲ

者

四 前三號以外ノ土地ニ付テハ所有權者

第四條 本規程ニ於テ工事費ト稱スルハ敷地買收費建物移轉費各補償費其他工事ニ關スル一切ノ費用ノ總額ヲ謂フ

第五條 沿道ノ土地區域内ニ河川溝渠道路、鐵道其ノ他地物ノ爲メ土地ノ利用ヲ防クヘキ場合ニ於テハ其ノ地物ヲ

以テ沿道土地區域ノ限界トス

第六條 並行道路ノ一方カ新設又ハ擴築道路ト同等以上ノ

效用アリト認メラル、場合ニ於テ其ノ間隔ガ第二條ノ奥行ノ二倍ニ達セサル時ハ其ノ間隔ノ二分ノ一ヲ以テ沿道土地區域ノ限界トス。

第七條 道路ノ片側ニ於ケル土地權利者ノ負擔スヘキ金額

ハ工事費ノ五分ノ一トス但シ幅員五間ヲ超ユル道路ニ在リテハ幅員五間分ニ相當スル工事費ノ五分ノ一トス。

備考(昭和二年五月、本條中「……五分ノ一……」ヲ「四分ノ一」ニ改正セラル)

第八條 市長ハ土地ノ狀況ニ依リ工事區域ヲ數區ニ分割シ

區毎ニ前條ノ負擔金額ヲ定ムルコトアルヘシ。

第九條 道路ノ兩側ニ於ケル土地權利者ノ負擔額ハ第七條

ノ負擔額ノ五分ノ三ヲ土地ノ道路ニ面スル部分ノ長サニ比例シ其ノ餘ヲ土地ノ面積ニ比例シテ之ヲ定ム。

備考(昭和二年五月、本條中「……五分ノ三……」ヲ「五分ノ三以内」ニ改正セラル)

第十條 第三條第一號ノ負擔歩合ハ之ヲ平等トス。

第十一條 街角ヲ剪除シタル部分ニ在リテハ其ノ剪除セサル部分ノ道路境界線ヲ延長シタル線ヲ以テ道路境界線トス。

第十二條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ負擔金ヲ減額若ハ免除ス

一 同一ノ土地ガ二以上ノ新設又ハ擴築道路ノ沿道ナルトキ

二 沿道土地ノ地形、地質其ノ他特種ノ事由アリテ負擔金決定上特ニ斟酌ノ必要アリト認メタルトキ

三 道路ニ接シ幅員四尺以上ノ公有水面アルトキ

第十三條 左ノ土地ニ對シテハ負擔金ヲ課セス

一 公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地

二 神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル境内地

三 教會所説教所ノ用ニ供スル構内地

四 私立學校幼稚園敷地

五 墓地

第十四條 本規定ニ依リ負擔金ヲ課セザル土地又ハ負擔金

ヲ減免スル土地アルモ、之レカ爲ニ他ノ土地權利者ノ負

擔金ヲ増加スルコトナシ。

第十五條 負擔金ハ工事竣工後工事決算額ニ依リ一時ニ之

ヲ徵收ス但シ特別ノ事由アル場合ハ二ヶ年以内ノ期限ニ

於テ分納ヲ許可スルコトアルヘシ

第十六條 負擔金完納以前ニ於テ第三條ノ土地ノ權利ヲ承

繼シタル者アルトキハ其ノ繼承者ヨリモ負擔金ノ一部又

ハ全部ヲ徵收スルコトヲ得。

第十七條 道路ノ新規又ハ擴築ノ費用ヲ輔足スル爲土地物

件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範

圍内ニ於テ其ノ負擔額ヲ減免ス

市長ニ於テ適當ト認メタル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ寄附シタル者ニ對シテモ亦前項ニ同シ。

第十八條 本規定ヲ適用スヘキ工事ニ付キテハ其ノ都度市長之ヲ告示ス。

長之ヲ告示ス。

國鐵松山停車場線新設道路に對する同規程適用の顛末

設計概要——丁字形、全幅員十間 中央車道七間左、右步行各一間半、 總延

長五百〇四間三分、

東西三四七間一、別圖の如し。
南北一五七間二、

工事費精算額——金二十八萬七百九圓十五錢。

賦課年月日——昭和二年三月卅一日

賦課割當率——總工費の五分ノ一

本來は片側ハ五分ノ一宛即ち兩側にて五分ノ二を課すべ

きなるも路幅五間以上の場合ハ五間分の工事費の五分ノ

一を兩側へ割當てたる結果ニなる、即ち片側へハ十分ノ

一宛なり。

負擔區域の等級區分法——停車場に近き部分は地價の昂

騰比較的大なるを以て賦課總區域を二種に區分し停車場

に近き約半を一等地とし他の約半を二等地とし而して其の負擔率を五之三の比に區分せり。

賦課計算總金額——五萬六千九百九十五圓〇三

内譯

一金千九百六十圓七三

市有地の分

一金六千八百四十九圓五三

減免額

一金四萬七千三百八十四圓七七實際賦課徵收の分

間口及面積負擔單價表

等級	間口負擔	面積負擔
一等地	五	五
二等地	三	三

負擔者總數——五十一人。

内〔當初に應じたる者十九人
當初に訴願したる者三十二人〕

賦課決定後、不服代表者は賦課半減等屢々申請したるも市當局に於ては不當なる協調に應ぜず、願意を拒絶し、差押處分の豫告を發したり、其後訴願書を提出したるも

訴願者にして訴願は其儘繼續したる負擔金は一應納附したる者五名を生じたるを以て最後迄の不納者は二十七名に成れり。

訴願の主旨

(一) 沿道土地價格の騰貴のみを以て著しき利益を速断するは違法なり。

(二) 沿道土地價格の騰貴したる原因は主として國鐵停車場の設置したる結果にして、停車場線道路新設の影響を蒙ることは極めて薄きにも拘らず、沿道土地價格の昂騰を以て全然道路新設の結果を認め賦課したるは不法の甚だしきものなり。

(三) 受益の限度を精査して、之に適應したる賦課を爲さず、唯だ漫然として一定の課率を以て負擔を命じたるは杜撰にして不法なり。

(四) 規程第五條に在る『沿道土地區域内に河川、溝渠、道路、鐵道其他地物のため土地の利用を防ぐべき場合に於ては其の地物を以て沿道土地區域の限界をなす』との

規程を無視して奥行十五間内全部の土地に賦課したるは違法なり。

(五) 等級を分ちたる數僅に二なるは受益程度の厚薄多様なる沿道地に對しては實情に適應せず、且又等級の差餘りに甚だしく公平を失せり。

(六) 道路の境界線より奥行十五間の區域内には道路を遠ざかるに従ひ受益程度を遞減せるに拘らず賦課は之が實情に順應して遞減法を採らざるは違法の取扱なり。』

市の辯明要旨

(一) 受益者負擔制度に所謂、「著るしき利益」は全市的利益に對する局部的利益を意味し、畢竟土地の價格の騰貴となつて現はる、局部的利益を標準として賦課するものなり。從て道路工事の施行を原因として騰貴したる土地の價格との差額を標準として受益額を算定したる市の賦課法なり。

(二) 受益の判斷には道路工事の利益の發生に付き原因結果の關係を有するを必要とするは論を俟たざるべし。

るも、沿道附近一帯の地價は停車場の新設に依て一般に相當の騰貴を來したるは争ふべからざる事實なるも、同時に又路線決定工事施行と共に、其の沿道地價の特に暴騰したるは一般に首肯するべし。當賦課の不當ならざるは自明の理なり。

(三) 『受益の限度』に就ては受益の分量、範圍、各土地に及ぼす厚薄の程度等を精密に調査して夫々公平に配分賦課すべきものなれば、之等の點に就ては周到の注意を拂つて萬遺算なきを期したり。但し見解の相違は致方なきべし。

(四) 訴願の主旨の第四に就ては『……土地の利用を防ぐべき場合に於ては……』なる限定的字句の挿入されたるを見逃すべからず。些々たる道路、溝渠の在りし雖も、之れあるが爲に格別土地の利用を防げられたりし認むるを得ず、故に他を區分すべき必要なしとして斟酌を加へざりしなり。

(五) 等級を二種に區分したるは實情に副はんが爲にして

又五三三の比に等差を附したるも適當の取扱を信するものなり。見解の相違は已むを得ざるころなるも、市長は慎重精査の上公平適當の處置を認めて此の處分を爲したるものなり。

(六) 道路に接したる部分は間口負擔を課し、然らざる部分は面積負擔のみ。而して面積負擔のみの部分は實際の狀況遞減法の必要を認めざるなり。

内務部長の協定案

一 金八千圓を賦課總額より減額すること

二 市道江戸町線北側の土地全部に賦課したるものは削除すること

三 八千圓より前記の削除額(約一、六〇〇圓)を控除したる殘額約六、四〇〇圓は訴願を提起したる否かを問はず全部の土地に對し按分比例(約一割四分)を以て當初の賦課額より減額すること

四 現在の未納者に對しては半額を明年(昭和三年)五月迄分納を許すこと、但し第一期分の半額は直に完納

すること。

五 金五百圓を特別に、減額し、此の金額は既納者に對立納付額の半額に按分比例を以て減額すること、但し分納したる者は半額以上の金額に限る。

六 前項の條件を承諾する上は直に訴願書を取ること
協定決定案

一 市道江戸町線以北の土地に賦課したる一部分の受益者負擔金は之を免除すること

二 減額金を八千圓とし、此の内より前號の金額一、五九九圓〇二を控除したる殘額は訴願を提起したるもの否かを問はず全部の土地に對し當初の賦課額に應じて按分減額すること

三 受益者負擔金未納者は其の二分の一を市長の指定する期間に、他の二分の一を昭和三年五月中に納付すること。

四 右の外金五百圓を別に減額す、此の金額は既納者に對し納付額の半額に按分して減額す、但し分納したる

者は半額以上の金額に限る。

南江戸線擴張道路工事同規定綜合的特別取扱の顛末設計の概要——在來道路々幅約一間を三間幅に擴張、

總延長百九十七間。

工事竣功——昭和二年十二月一日。

工事費豫算高——一萬四百七十八圓四十錢。

特別取扱方法

最初此路線は年度豫算市會通過以前に於て、道路敷地該當の地主中の委員より道路工事實施の曉には道路敷地全部及支障物補償費の一部は無償にて同工事費に提供する條件を市に請願したる關係上工事施行以前に於て工事豫算額を基礎として規定の賦課最高率四分ノ二に相當する金額即ち五千二百三十九圓二十錢を算定し此金額に該當する豫算内譯中の道路敷地及支障物補償費を寄附することとし、工事竣功の後工事費精算額に基き受益者負擔金額を再檢し若し豫算面上の豫想寄附額が實際負擔額を超過する場合は其の超過額だけは之を市より寄附者側へ拂

戻すことを定め受益者各個人に付き個別的に寄附又は賦課徴收の取扱を省略し利害關係者より代表者一人を選出し、本工事に關する市との交渉道路敷地及支障物の寄附並作物補償費領收等一切の委任狀を差出さしめたり。

工事費精算額——九千三百一圓六二

精算賦課額——四千五十三圓四六（即ち工事費精算額の

四分ノ二より賦課減免したるものを減除す）

拂戻額——豫算寄附額五、二二九圓二〇ミ精算賦課額

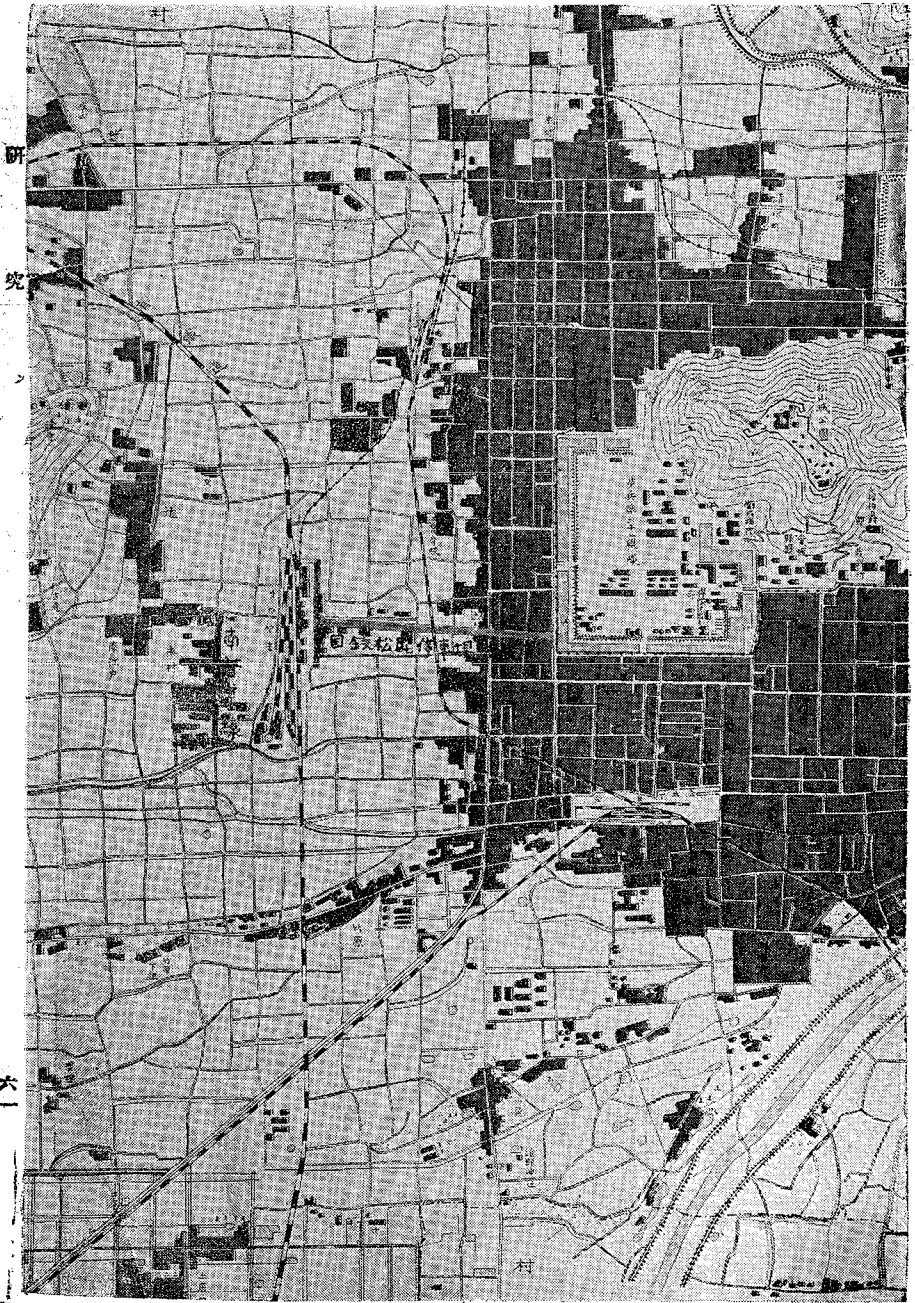
四、〇五三圓四六ミの差額一、一八五圓七四を拂戻す

べきも更に協調の結果一、〇〇〇圓だけを拂戻すこと

にて終了せり。

賦課方利害

此方法は豫算額を以て最高賦課額を定め之に該當する豫算内譯中の寄附物件を豫定する綜合的取扱は個別的に賦課計算の繁を除くのみならず委任者をして個別間の割當を爲さしめたる爲め、個人的比較不平の聲を聞かず双方圓滿順調に完了することを得たり。



研
院
ン

大
一